

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されていない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

1. 手数料など諸費用について

- (1) 株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合、口座管理料は無料です。
(但し、売却のみ及び名義書換のための新規口座開設に伴う口座管理料は、1年間に1,650円(税込)を頂戴いたします。)
- (2) 証券保管振替機構を通じて他の証券会社等へ株券等に移管する場合は、銘柄毎に以下の移管手数料を頂戴いたします。(公開買付の応募に伴う振替移管の場合は無料です。)
 - ・株 式：1銘柄 1単位以下 1,100円(税込)
1単位増す毎に 550円(税込)加算(上限：11,000円(税込))
 - ・投資信託：1銘柄 2,200円(税込)
- (3) 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

2. この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

3. 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されていない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。売却のみ及び名義書換のための新規口座開設で株券等をお預かりする場合は、口座管理料が必要となります。

4. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受け付けております。

5. この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです。)は、この契約は解約されます。

- * お客様から解約の通知があった場合
- * この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商 号 等	丸近証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第35号
本店所在地	〒600-8033 京都市下京区寺町通仏光寺下ル恵美須之町526番地		
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資 本 金	2億円		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	1919年1月		
連 絡 先	075-341-5111		

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒600-8033 京都市下京区寺町通仏光寺下ル恵美須之町526番地

電話番号：075-341-5111

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時00分（土・日・祝日、年末年始を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時00分（土・日・祝日、年末年始を除く）